

療養補償請求書(本人請求)添付書類

診療報酬点数計算による診療費（療養費の本体部分）は、大半が問題なく認められていますが、文書料や室料差額等疑義の生じやすいものについての補償基準及び請求の際の添付書類等については、次の表のような取扱いを行っています。不明な内容がある場合は、任命権者から基金支部に確認の上、必要な添付書類を準備してください。

請求内容	補 償 の 基 準	請求の際の添付書類等
文 書 料	補償の実施上必要な文書に限られます。診断書料は、災害の認定請求手続に要したもの（原本を基金に提出したものに限る。）が通常1通分のみ認められます。補償請求書に添付するための証明書料等は、原則として認められます。なお、 <u>サービス関係等他の目的に使用する診断書料等</u> については、自己負担となります。	①領収書原本
補装具費用	療養上医師が必要と認めた場合には、コルセットの購入費用や松葉杖の購入費用が認められます。	①補装具必要証明書（支部様式第19号） ②領収書原本
市販薬等購入費用	療養上医師が必要と認めた場合には、市販薬やガーゼ、包帯等の購入費用が認められます。	①医師の証明書（様式任意。認定傷病の療養に当該市販薬等が必要であり、購入を指示した旨記載されたもの） ②領収書原本
室 料 差 額	特別室、個室、少人数の病室利用の場合の差額は、救急の場合で普通病室が満床のとき、病状により療養上必要と医師が指示した場合等に限り労災保険の上限額を限度として認められます。※満床のときは、1週間が限度となります。	①個室・上級室証明書(医師の証明書) （支部様式第21号） ②領収書原本
看 護 料	入院した場合の看護は、原則として医療機関において行われます。したがって、医療機関で、重ねて看護人を雇用する場合や看護師資格のない家族、知人による看護の場合は、やむを得ない特別事情のある場合にのみ認められます。居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護料については、自宅療養中重症のため常時看護師等が必要な場合に認められます。	①看護証明書(医師の証明書) （支部様式第22号） ②領収書原本
入 院 諸 費	入院料とは別に医療機関から請求される冷暖房費、電気代、ガス代、貸与寝具代等は、入院者全員から徴収される性格のものの場合には認められます。	①領収書原本 ②内訳、明細のわかるもの
移送費 (通院時の交通費)	被災場所から医療機関へ搬送される場合、又は医療機関相互を転送される場合の費用並びに合理的な範囲内の医療機関への通院のための交通費が認められます。 なお、交通費は、一般的には電車、バス等の交通機関の利用によるものが認められます。	①移送費明細書(医師の証明書) (支部様式第18号) ②領収書原本(タクシー利用の場合) ③経路図(自家用車使用の場合。自宅(勤務先)～医療機関等間の経路と距離がわかるもの)